

松尾・下久堅地区治水事業協議会 規約

(名 称)

第 1 条 本会は、「松尾・下久堅地区治水事業協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(目的及び設置)

第 2 条 協議会は、鷲流峡狭窄部の堰上げにより流下能力不足が懸念される松尾地区・下久堅地区とその治水対策の影響が懸念される龍江地区・竜丘地区・川路地区について、治水、環境、景観、河川利用の観点から学識経験者や、地域住民、団体、企業、自治体等の意見を事業に反映し、安心・安全な地域づくりに資することを目的として、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

(組織等)

第 3 条 協議会の委員は事務所長が委嘱し、別紙の通りとする。

- 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げないものとする。
- 必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘し参考意見を聞くことができる。
- 委員に辞任が生じた場合は、第 6 条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

(協議会)

第 4 条 協議会には委員長、副委員長を各 1 名置くこととし、事務所長が指名する。委員長、副委員長は別紙のとおりとする。

- 委員長は協議会の議事を進行する。
- 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
- 協議会の招集・開催は事務所長が行う。
- 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数の賛成によって成立する。
- 委員の代理出席は原則として認めない。ただし、行政、会社、団体を代表する者についてはこの限りでない。

(公 開)

第 5 条 協議会の会議は、希少種に係わる情報または特定の個人・団体の利害に関わる場合を除き、原則公開とする。

- 会議資料及び議事内容の公開方法については、協議会でこれを定める。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川事務所調査課が行う。

- 事務局は、協議会資料の作成、説明、議事録及び会議内容のとりまとめ等の会議運営を行うものとする。

(規約の改正)

第 7 条 本規約の改正は、協議会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑 則)

第 8 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別にこれを定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成 22 年 6 月 8 日から施行する。

松尾・下久堅地区治水事業協議会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	北澤 秋司	信州大学名誉教授
副委員長	小西 純一	信州大学名誉教授
委員	伊藤 直喜	長野県飯田建設事務所長
委員	今牧 嗣昌	有限会社アルプスぼうけん組楽部代表取締役
委員	熊谷 美夫	河川愛護モニター
委員	糸原 和代	飯田市産業経済部長
委員	下平 正之	飯田市竜丘地区代表
委員	杉本 忠	天竜舟下り株式会社 常務取締役
委員	須山 和彦	飯田市在住（公募）
委員	田畑 保廣	飯田市川路地区代表
委員	中平 浩文	飯田市建設部長
委員	前沢 隆志	飯田市龍江地区代表
委員	松田 耕吉	飯田市松尾地区代表
委員	三浦 務	駒ヶ根市在住（公募）
委員	三ツ石 史隆	飯田市在住（公募）
委員	宮内 達男	飯田市下久堅地区代表
委員	宮澤 竜次	下伊那漁業協同組合 理事
委員	吉川 篤	特定非営利活動法人天竜川ゆめ会議 副理事長
委員	蒲原 潤一	天竜川上流河川事務所長
事務局		天竜川上流河川事務所 調査課

（敬称略、五十音順）